

【安芸高田市「食べて・遊んで・泊まって応援券」取扱加盟店募集要項】

本募集要項は、安芸高田市「食べて・遊んで・泊まって応援券」事業実施要綱（以下「実施要綱」という）に基づき、安芸高田市「食べて・遊んで・泊まって応援券」（以下「応援券」という）を取扱うことができる事業所（以下「取扱加盟店」という）の募集を実施するものであり、募集要項に定めのない事項については、実行委員会がその都度対応を決定します。

◆事業概要

1. 発行者	安芸高田市
2. 事業実施者	安芸高田市「食べて・遊んで・泊まって応援券」事業実行委員会
3. 発行総額	6,000万円（プレミアム率50%含む）
4. 発行内容	1セット：3,000円分（500円券×6枚綴り）を2,000円で販売
5. 発行数	20,000セット
6. 販売期間	令和2年10月9日（金）から令和3年3月31日（水）まで ※応援券が無くなり次第、販売は終了とします。
7. 使用期間	令和2年10月9日（金）から令和3年3月31日（水）まで
8. 購入対象者	どなたでも購入できます
9. 購入制限	1人1日最大10セット（20,000円／額面：30,000円）
10. 販売方法	販売窓口にて直接販売
11. 販売店舗	市役所本庁・各支所、市観光協会、土師ダムサイクリングターミナル、 神楽門前湯治村、道の駅北の関宿安芸高田、たかみや湯の森、 エコミュージアム川根、向原農村交流館やすらぎ

1 募集対象者（取扱加盟店の資格）

(1) 応援券取扱い

・応援券取扱加盟店は、安芸高田市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所（以下「事業所」という）とし、次のいずれかに該当するものとします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1号から第5号及び第6条に規定するもの、公序良俗に反する場合、安芸高田市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除きます。

- 食品衛生法に基づく飲食業営業の許可を有する事業所
- 旅館業法に基づく許可を有する事業所
- 観光旅行者の利用に供される施設のうち観賞又は運動などのための施設
- 道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する事業所

・新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じていること。

(2) 応募対象者

①観光施設

（道の駅、産直市、キャンプ場、釣り堀、乗馬、ゴルフ場、温泉施設、観光農園等）

②飲食業者、③宿泊施設、④タクシー事業者、⑤旅行者

2 申請方法

- ・安芸高田市「食べて・遊んで・泊まって応援券」事業実行委員会（以下「委員会」という）が指定する提出先に、別に定める取扱加盟店登録申請書を提出し、取扱加盟店としての指定を受けていただきます。
- ・申請書を提出した事業所に、委員会から確認のご連絡をすることがあります。
- ・取扱加盟店として指定された事業所は、応援券の購入者に配布するチラシ等に掲載させていただきます。
- ・指定された事業所には、後日、応援券の取扱いにかかるマニュアルやポスター等を送付します。

3 申請書提出先

下記の提出先にFAXまたは持参してください。（郵送も可）

〒731-0523

安芸高田市吉田町山手1059-1 道の駅三矢の里あきたかた内

（一社）安芸高田市観光協会

安芸高田市「食べて・遊んで・泊まって応援券」実行委員会

電話:0826-47-2550 FAX:0826-47-2544

4 取扱加盟店の負担

登録にかかる費用、使用済み応援券の換金にかかる手数料は無料です。

5 取引の対象

取扱加盟店は、応援券を持参した消費者に対し、応援券の有効期限である令和2年10月9日（金）から令和3年3月31日（水）までの期間に限り、取扱加盟店が扱う物品の販売や、サービス等の提供をしなければなりません。

また、以下に示すものについては、取引の対象外とします。

- （1）応援券を現金化することおよびこれに類する行為（両替等）
- （2）換金性の高い金券等（各種有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード等）や、たばこ、切手、印紙の購入
- （3）出資や債務、公共料金、不動産賃料、商品仕入れ等の支払い
- （4）国および地方公共団体への支払い
- （5）会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和3年3月31日を超えるもの
- （6）その他委員会が相応しくないと認めるものの支払い

6 応援券の換金

- （1）応援券の換金期間

令和2年10月9日（金）～令和3年4月15日（木）

※換金期間を過ぎた応援券の換金は一切できませんのでご注意ください。

- （2）換金請求窓口

（一社）安芸高田市観光協会

(3) 換金請求方法

取扱加盟店は、受け取った使用済み応援券裏面の所定の欄に、自店印を押印するか署名をし、必要事項を記入した換金申込書（別途送付）を添付し、換金請求窓口に提出してください。

(4) その他

具体的な換金サイクル、換金方法の詳細は後日送付します「取扱マニュアル」をご確認ください。

7 取扱加盟店の遵守事項および責務

取扱加盟店は以下のことを守ってください。

- (1) 委員会が配付するポスター等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できるなど、不正使用が明らかな場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を委員会に報告すること。
- (3) 取引によって応援券を受け取った場合は、再流通（2次使用）を防止するために、応援券裏面の所定の欄に、自店印を押印するか署名をすること。
- (4) 取引によって取得した応援券を再利用してはならない。
- (5) 取扱加盟店の自店換金を目的とした応援券の購入・取得を禁止する。
- (6) 取引によって取得した応援券の盗難・紛失については、取扱加盟店の責任・負担とする。
- (7) 応援券の使用に対し、釣り銭を出してはならない。
- (8) 取扱加盟店の登録事項に変更があった場合には、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
- (9) その他本事業の目的に反することをしない。

8 取扱加盟店の指定取り消し

取扱加盟店が以下のいずれかに該当する場合には、取扱加盟店の指定を直ちに取消すとともに、委員会に損害を与えた場合には、その損害を委員会に対して弁償するものとします。

- (1) 虚偽その他の不正な手段で取扱加盟店登録申請があった場合
- (2) 募集要項の遵守事項および責務に反する行為があった場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員および安芸高田市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団等であることが判明した場合

9 辞退

本事業の取扱いを辞退しようとする取扱加盟店は、委員会に対して速やかに連絡のうえ、辞退届を提出してください。

10 お問い合わせ

安芸高田市「食べて・遊んで・泊まって応援券」事業実行委員会

◆（一社）安芸高田市観光協会

電 話：0826-47-2550

受付時間：9時～17時（火曜日除く）

◆安芸高田市役所産業振興部商工観光課

電 話：0826-47-4024

受付時間：9時～17時（土・日・祝日除く）